予決令第85条の基準（平成16年６月10日国官会第366号）に該当する入札を行った者は、契約担当官等の行う調査に協力しなければならない。

⑺　手続きにおける交渉の有無　無

⑻　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Murata Yu Director-General of West Japan Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the products to be procured : 16

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Equipment with interface function and information collection function 3 sets

⑷　Delivery period : March 21, 2025

⑸　Delivery place : As the tender explanatory pamphlet shows

⑹　Acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding System https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/

⑺　Qualification for participating in the tendering procedures, Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause

②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

③　not be currently under suspension of nomination by Director-General, West Japan Civil Aviation Bureau.

④　have Grade A “Manufacturing” in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2022／2023／2024

⑤　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order (The requirements are shown in the general evaluation standard)

⑻　Time-limit for tender : 17 : 00 August 19, 2024 : 10 : 00 August 20, 2024 in case of by hand.

⑼　Contact point for the notice : Contract Division, General Affairs Department, West Japan Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 3―1―41 Otemae Chuo-ku Osaka 540―8559 Japan TEL 06―6937―2708

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和６年６月17日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

1　調達内容

⑴　品目分類番号　17

⑵　調達件名及び数量

①　排水ポンプ車１台交換購入

②　排水ポンプ車状態監視システム６台購入

⑶　調達物品の特質等　入札説明書等による。

⑷　納入期限

①　令和７年５月30日

②　令和７年３月31日

⑸　納入場所

①　淀川河川事務所

②　福知山河川国道事務所、姫路河川国道事務所、福井河川国道事務所、近畿技術事務所、淀川河川事務所、豊岡河川国道事務所

⑹　入札方法

①　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額（国が引き渡す物品と国が購入する物品の差額、輸送費等諸経費の総価）に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札書に記載する金額は、輸送額、下取額、その他通常取引において必要とされる諸経費を加算した価格の110分の100に相当する価格（自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料及び自動車リサイクル法費用を含めない）とする。

また、当初契約金額は、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料及び自動車リサイクル法費用を含めない金額とし変更契約にて追加するものとする。

②　落札決定にあたっては、国が購入する物品及び輸送費等諸経費の総価を落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、国が購入する物品と輸送費等諸経費を加算した金額と当該金額の100分の10に相当する額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）を加算した総価を入札書に記載すること。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。詳細は入札説明書による。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　令和４・５・６年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」の競争参加資格を有する者であること。

なお、当該資格に係る申請については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年３月29日付官報）の別表に記載されている申請受付窓口（近畿地方整備局総務部契約課ほか）にて随時受け付けている。

⑶　申請書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。）でないこと。

⑸　入札説明書及び図書等を下記３⑵の交付方法により、下記３⑶の交付期間に電子調達システムから自ら直接ダウンロード、または支出負担行為担当官から直接交付を受けた入札説明書及び図書等により作成した申請書を提出した者であること。

⑹　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑺　入札説明書に定める同等物品の納入実績等があることを証明できる者であること。

⑻　当該調達物品に関して、①迅速（部品調達日数が一般部品５日、消耗部品３日）なアフターサービス・メンテナンスの体制を確保することを誓約できる者であること。②アフターサービス・メンテナンスの体制を確保することを誓約できる者であること。

3　申請書等及び入札書の提出場所等

⑴　電子調達システムのＵＲＬ、申請書等及び入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

政府電子調達システム

https://www.p-potal.go.jp/pps-web-biz/

〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前３－１―41大手前合同庁舎８階　国土交通省近畿地方整備局総務部契約課購買第一係長　石田　宗之　ＴＥＬ06―6942―1141（内線2536）

⑵　入札説明書の交付する場所及び方法　電子調達システムにより交付する。（質問回答等を、電子調達システムの調達資料ダウンロード機能を用いて行うため、資料のダウンロードの際に「ダウンロードした案件について訂正・取消が行われた際に更新通知メールの配信を希望する」にチェックを入れること。）

ただし、やむを得ない事由により、電子調達システムにより入手が出来ない場合は、支出負担行為担当官から直接交付を行うので、上記３⑴に問い合わせること。